

富山県新型コロナウイルス感染症対策協議会  
ワーキンググループミーティング

次 第

日時：令和2年5月19日（火）

午後7時～8時

場所：富山県民会館 401

1 開 会

2 挨拶

3 報 告

- (1) 現状について
- (2) 感染拡大防止にかかる県の対策指針について
- (3) 介護老人保健施設での集団感染について
- (4) 地域外来・検査センターについて
- (5) 感染症指定医療機関指定の要望について

4 議 題

- (1) 第2波に備えた対策について

5 閉 会

【配布資料】

- 資料1 富山県の現状
- 資料2 活動再開の基本方針とロードマップ
- 資料3 富山リハビリテーションホームでのクラスター発生状況について
- 資料4 地域外来・検査センター（富山医療圏）の開設について
- 資料5 第2種感染症指定病院に関する要望書
- 資料6 新型コロナウイルス感染症『第2波』に備えた対策の検討

# 富山県の現状

5月19日現在 感染者数 **227人**

全国の感染者状況(5月17日現在)

順位	都道府県名	感染者数(人)
1	東京都	5,055
2	大阪府	1,768
3	神奈川県	1,251
4	北海道	1,008
5	埼玉県	988
6	千葉県	898
7	兵庫県	699
8	福岡県	657
9	愛知県	504
10	京都府	358
11	石川県	287
12	富山県	225

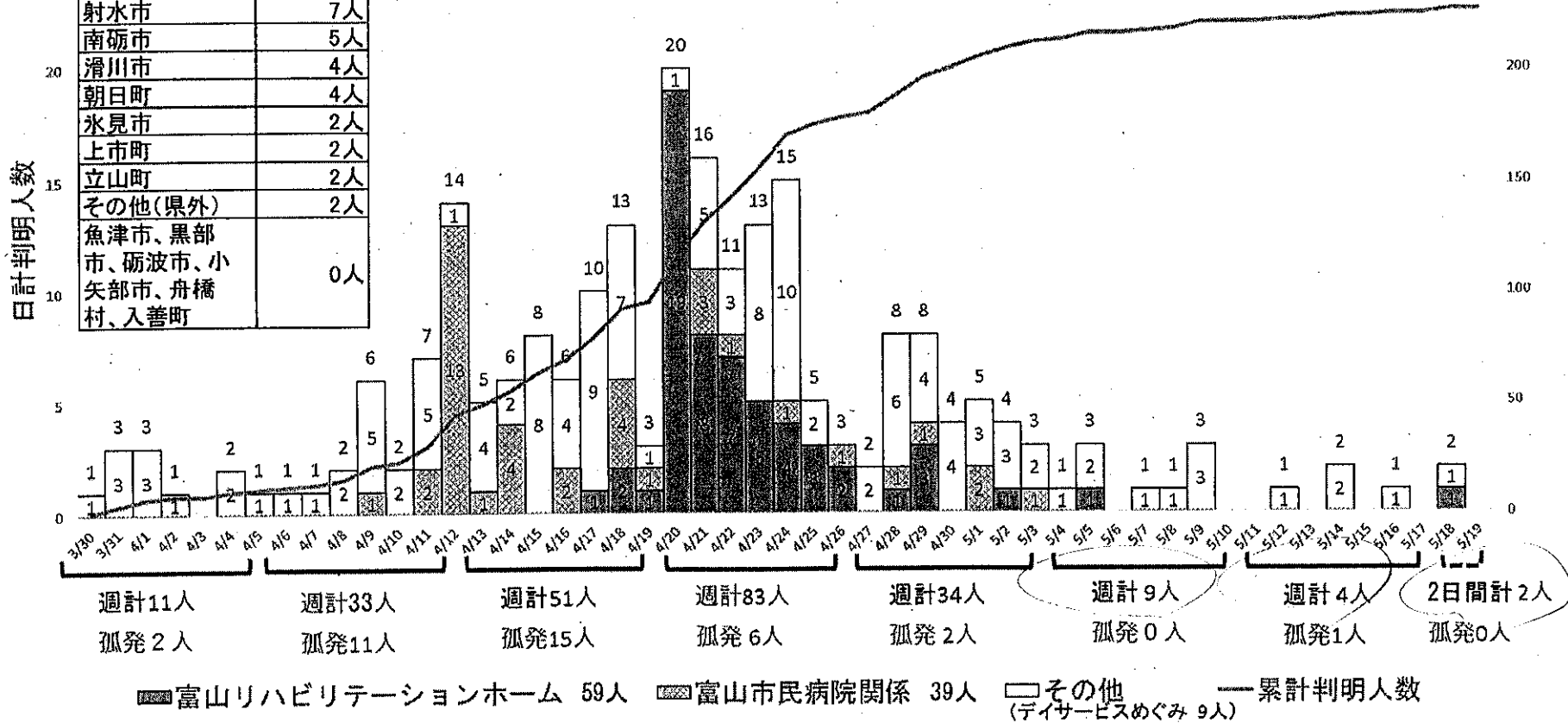
順位	都道府県名	人口10万人あたりの感染者数(人)
1	東京都	38.26
2	石川県	25.24
3	富山県	21.57

市町村別感染者数

市町村名	感染者数
富山市	192人
高岡市	7人
射水市	7人
南砺市	5人
滑川市	4人
朝日町	4人
氷見市	2人
上市町	2人
立山町	2人
その他(県外)	2人
魚津市、黒部市、砺波市、小矢部市、舟橋村、入善町	0人

富山県内における新型コロナウイルスPCR陽性判明人数の推移 (5月19日 9時時点)

退院 166人  
死亡 20人  
**227**



今後、さらに感染者が拡大すれば、県内の医療提供体制は危機的な状況に直面

資料1

# 活動再開の基本方針とロードマップ

5/13発表

## 【本県の基本方針】

- 県内の医療提供体制や県内の感染状況により、専門家の意見も踏まえ、強化・緩和の判断基準を設定するとともに、対策のStageを3段階（Stage3～Stage1）に設定。

- Stageごとに「外出自粛」・「休業要請」の基準を定めた、富山県独自のコロナ対策指針を策定。

### ⇒現在の対策はStage 3

- 政府の方針も踏まえつつ、現在の判断基準を下回る状況が続けば、全ての指標が基準を下回った5月7日から1週間が経過する

### ⇒5月15日を目途に、県民の外出自粛・企業等の休業要請をStage 2に緩和

- その後も1週間～2週間程度を目途に、引き続き判断基準を下回る状況が続けば、政府の方針も踏まえつつ、さらに対策を緩和

### ⇒Stage1へ

※ただし、再度、陽性者数等が増加する状況が続く場合は、専門家の意見を踏まえ、対策を再度強化

# 活動再開へのロードマップ①

## 強化・緩和の判断指標（直近1週間平均）

	指 標	基 準	現 状 (5/18現在)	備 考
医療提供 体 制	①入院者数 (直近1週間平均) ※確保済病床：205床	100人未満	63.3人	※確保予定病床：300床
	②重症病床稼働率 (直近1週間平均) ※確保病床20床	30%未満	9.3%	
感染状況	③新規陽性者数（人口100万人当たり） (直近1週間平均)	2.5人未満	0.8人	東京都2.5人(5/17) 大阪府0.8人(5/17)
	④感染経路不明の患者数（人口100万人 当たり） (直近1週間平均)	1.0人未満	0.14人	東京都0.4人(5/18) 大阪府0.1人(5/18)
	⑤陽性率 (直近1週間平均)	7%未満	4.2%	東京都2.7%(5/17) 大阪府0.8%(5/18)
(参考)	PCR検査件数（人口千人当たり） ※5/17現在	—	2.75 (全国6位)	東京都1.04 大阪府2.90

# 活動再開へのロードマップ②

## 各ステージにおける要請基準

指 標	Stage3 〈現状の対策〉	Stage2	Stage1
①外出の自粛	【不要不急の外出の自粛】 平日 週末 昼間 × × 夜間 × ×	【不要不急の外出の自粛】 平日 週末 昼間 ○ ○ 夜間 × × (新たな生活様式徹底)	【不要不急の外出の自粛】 平日 週末 昼間 ○ ○ 夜間 ○ ○ (新たな生活様式徹底)
	×県外 ×繁華街の接待を 伴う飲食店	×県外 ×繁華街の接待を 伴う飲食店	×県外 (特定警戒都道府県以外と の往来は可) ○繁華街の接待を 伴う飲食店 (新たな生活様式徹底)
②催物 (イベント等) の開 催	×大規模イベント等 ○一定の要件を満たす 小規模イベント	×大規模イベント等 ○一定の要件を満たす 小規模イベント	×大規模イベント等 (専門家 の意見等も踏まえ別途判断) ○一定の要件を満たす 小規模イベント
	特措法に基づく施設に限定	クラスターが発生した施設 に限定 (キャバレー、カラ オケ、ライブハウスなど)	休業要請等を行わない (感染防止対策の徹底)
③休業要請等	食事提供施設は酒類の提供 のみ短縮を依頼 (20:00まで)	食事提供施設は酒類の提供 のみ短縮を依頼 (21:00まで)	

# 参考資料

## (参考①) 特定警戒都道府県の要件 (4月16日時点)

要件	富山県の状況 (5/18現在)
①累積患者数が100人超	227人 (※5/19 9:00現在)
②感染経路不明な患者数が半数程度以上	37人/227人 (16.3%) (※同上)
③直近1週間の倍加時間が10日未満	181.1日

## (参考②) 大阪府の警戒信号消灯基準 (※7日間連続消灯で自粛等を段階的に解除)

指標	警戒信号 消灯基準	大阪府 (5/18現在)	富山県 (5/18現在)
①新規陽性者におけるリンク不明者前週増加比	1未満	0.28 (4/17～消灯中)	5/18は分母0となり計算不能 (5/9～5/14 消灯)
②新規陽性者におけるリンク不明者数	10人未満	1.00人 (5/2～消灯中)	0.14人 (4/26～消灯中)
③確定診断検査における陽性率	7%未満	0.8% (5/2～消灯中)	4.2% (5/3～消灯中)
④患者受入れ重症病床使用率	60%未満	19.1% (4/17～消灯中)	5.0% (4/26～消灯中)

## 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる富山県対策指針（令和2年5月14日策定）

## 1 区域

富山県全域

## 2 開始時期

5月15日からStage 2の措置を実施

## 3 Stage 2実施する措置の内容

## (1) 外出の自粛

- 曜日を問わず、夜間の不要不急の外出は控えていただきたい。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛いただきたい。
- カラオケ・ライブハウス、バー・ナイトクラブなどの繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りは厳に自粛していただきたい。
- 外出する場合には、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保（特に、マスクを着用しない場合は、できるだけ2m（最低1m）空ける。）など基本的な感染防止対策を継続するなど、感染拡大を予防する新しい生活様式を徹底していただきたい。

## (2) 催物（イベント等）の開催制限

- クラスタが発生するおそれがある催物（イベント等）や「3つの密」のある集まりについては、開催を自粛いただきたい。
- 感染防止対策を講じた上での比較的少人数（参加する人数が最大でも50名程度）のイベント等については、以下の条件を満たすこととし、リスクの態様に応じて適切に対応いただきたい。
  - ① 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2m（最低1m）を目安に）
  - ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
  - ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

## (3) 施設の使用停止の要請等（別紙参照）

- 他の都道府県においてクラスタが発生し、特に感染リスクが大きいと考えられる施設については、その施設管理者等に対し、特措法によらず休業など適切な対応について協力を依頼する。（別紙1参照）
- 上記以外の施設は、「入場者の制限や誘導」、「手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用」等を含め、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどの基本的な感染防止対策を施したうえで、休業要請の対象外とする。（別紙2参照）（酒類の提供については、夜9時までとすることを依頼する。）
- 特定の施設等において、人が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等、適切に対応していただきたい。

#### (4) 職場への出勤等

- 各企業等においては、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、時差出勤、テレビ会議の活用などに加えて、職場においては、感染防止のための取組み（手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や、「3つの密」を避ける行動を徹底していただきたい。
- 人が密集しやすいスーパー・ショッピングセンターなどの店舗や職場などにおいて、人と人の距離を開け、接触機会を減らす配慮を最大限講じていただきたい。

#### (5) 医療機関及び社会福祉施設等における留意事項

- 医療機関及び社会福祉施設等の設置者においては、施設内感染を徹底的に防止するため、以下の事項に留意していただきたい。
  - ① 従事者等が感染源とならないよう、「3つの密」が生じる場を徹底的に避ける
  - ② 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する
  - ③ 手洗い・手指消毒を徹底する
  - ④ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する
  - ⑤ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ
  - ⑥ 日々の体調を把握して、少しでも調子が悪ければ自宅待機する

#### (6) その他の協力要請

- 新型コロナウイルス感染症問題に起因するストレスなどが高まらないよう、心身の健康に留意するとともに、問題がある場合には、心の健康センター等に相談していただきたい。
- 出所不明な不確かな情報などに惑わされることなく、国や県、各市町村が報道機関やSNSなどを通して発出する正しい情報を基本として、「正しく理解し、正しく恐れる」ことを旨として、冷静に対応していただきたい。
- 患者・感染者や対策に携わっている医療従事者の方々及びそのご家族の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また、風評被害を受けることのないように温かく見守り応援していただきたい。



別紙1 特指法によらず休業など適切な対応について協力を依頼する施設

※網掛け部分はStage2における協力依頼の対象外(83施設、3,255事業者)

施設の種類	施設	要請の内容	
遊興施設等 10施設、805事業者	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	デリヘル		
	カラオケボックス		
	ライブハウス		
	アダルトショップ		基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする
	インターネットカフェ		
	漫画喫茶		
文教施設	幼稚園	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
大学・学習塾等 【床面積の合計が1,000㎡超】	大学	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする	
	専門学校		
	高等専修学校		
	専修学校・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
	生け花・茶道・書道・絵画教室		
	そろばん教室		
	バレエ教室		
	体操教室		
運動施設	体育館	できるだけ2m(最低1m)の間隔を維持するなどの感染防止対策を徹底したうえで、対象外とする	
	屋内・屋外水泳場		
	ボウリング場		
	スケート場		
	スポーツクラブ		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	野球場		
	テニス場		
	柔剣道場		
	弓道場		
遊技施設	マージャン店	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする	
	パチンコ店		
	ゲームセンター		
	テーマパーク		
	遊園地		

劇場等	劇場	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
集会・展示施設	演芸場	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする
	集会場	
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
ホテル又は旅館 【床面積の合計が1,000㎡超のもの】	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設 【床面積の合計が1,000㎡超】	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	画塾、将棋塾	
	DVD/ビデオショップ、レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
脱毛サロン		
写真屋・フォトスタジオ		
美術品販売		
展望室		

## 感染拡大予防チェックリスト（事業者及び関係団体向け）

## 1 リスク評価とリスクに応じた対応

- 提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討している。
- 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定している。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意している。
- 換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを把握している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）  
( )

## 2 各業種に共通する留意点

- 感染防止のための入場者を整理している（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む。）。
- 入口及び施設内の手指の消毒設備を設置している。
- マスクを着用している（従業員及び入場者に対する周知）。
- 対人距離を確保している（できるだけ2m（最低1m）を目安）。
- 施設を換気している（2つの窓を同時に開けるなど）。
- 施設を消毒している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）  
( )

## 3 症状のある方の入場制限（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけている。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限している。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）  
( )

## 4 感染対策の例（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にしている。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒している。

- 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図っている。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽している。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。
- 手洗いや手指消毒の徹底を図っている。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

( )

※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行うこと（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とすること。）。

※パチンコ店においては遊戯台を1台置きに稼働するなど、「3つの密」を徹底的に避ける感染防止対策を行うこと。

5 トイレ（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行っている。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

( )

6 休憩スペース（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。
- 休憩スペースは、常時換気することに努めている。
- 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒している。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをしている。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

( )

7 ゴミの廃棄（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛っている。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用している。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗っている。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

( )

8 清掃・消毒（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）  
( )  
※通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒すること。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- 9 その他（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）
- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討している。
- 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしている。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化する。

※このチェックリストを参考に、各業界団体においてガイドラインを作成のうえ、店頭への掲示・HPへ掲載するなどにより、利用者へ感染防止対策を実施していることを周知してください。

富山リハビリテーションホームでのクラスター発生状況について

1. 施設の概要等

所在地：富山県富山市

施設概要：介護老人保健施設 富山リハビリテーションホーム

設置者：医療法人社団 恵成会（理事長 升谷敏孝）

入所等状況：入所者65名（定員79名）、職員64名 ※R2.4.1時点

入所者平均年齢：89.3歳

本施設は、1、2階に整形外科クリニックが併設されており、3～7階が入所者の居室等となっている。医師及び看護、介護、リハビリ、管理栄養士など様々な専門スタッフが連携し、胃瘻、インスリン注射、バルーンカテーテル等が必要な方など重症者、重度者を積極的に受け入れている。

2. 感染者の状況

4月17日に入所者1名の感染を公表（80代女性、4月16日に発熱、呼吸状態の悪化にて病院へ救急搬送。搬送先にてPCR検査を実施し、17日に陽性判明。）その後、富山市保健所にて入所者と職員の124名のPCR検査を実施（4月19～23日）。

5月18日公表分までで59名（入所者41名、職員18名）の感染を確認。感染が確認された入所者41名の多くは、4月17日以前に発症しており、病院で医療が必要とされた16名は入院、残りの25名は施設内にて経過観察。

現在、施設内には36名（陰性者含む）が入所し、5月7日以降PCR検査を再度実施していき、陽性者3名となっている。

3. 死亡者の状況

施設内で死亡した方は、1名を除いてご家族が延命措置等を希望されず、搬送不要の同意を事前に得ている。また、臨床的にコロナウイルス感染による呼吸状態の悪化が主たる原因で死亡されたと思われる方は一人もいなかった。4/19以降、陽性者以外に4名の入居者の看取りも行っている。

4. 感染拡大の防止

4月19日から施設内では入所者のゾーニングを行い、介助するにあたり、PPEの着用等、感染防止のため細心の注意を払っている。

## 5. 県対策本部（医療グループ）等による対応の状況

- 4月18日 富山市保健所に富山リハビリテーションホームの状況について問い合わせ  
県立中央病院、富山大学と情報共有を開始
- 4月19日～ 救急患者搬送調整のため、富山市消防局と情報共有を開始
- 4月19～20日 感染対策チーム（ICT）派遣（厚生連高岡病院）
- 4月19～23日 【富山市保健所】施設入所者及び職員のPCR検査実施
- 4月20日～ 医療支援チーム派遣、県下の公立・公的病院に対し医療チームの派遣要請
- 4月22日 クラスター対策班（厚生労働省）に協力要請
- 4月23日 県高齢福祉課とともに県介護老人保健施設協議会に介護士・看護師派遣に  
ついて相談
- 4月23日～ 県西部の病院（厚生連高岡、高岡市民、砺波総合）にも救急搬送調整
- 4月27日 【県厚生部及び市福祉保健部】県介護老人保健施設協議会に介護士・看護師  
派遣要請
- 5月7日～ 【富山市保健所】施設全入所者のPCR検査（陰性化確認）再実施
- 5月8日 【県厚生企画課及び市介護保険課】県介護福祉士会に介護士の派遣要請
- 5月11日 【県高齢福祉課及び市介護保険課】県看護協会及び県慢性期医療協会に看  
護師・介護士の派遣要請
- 5月13日 【県厚生部及び市福祉保健部】県介護老人保健施設協議会に介護士・看護師  
派遣再要請
- 5月14日～ 【市介護保険課】清掃会社（丸三製薬）による施設内消毒

（その他）

- 毎日（土日、祝日含む） 医療支援チーム及び介護士などが着用する感染防護服など  
の補充、医療チームとのミーティング
- 週1回 実務者ミーティング【市保健所、市介護保険課、医療チーム  
（富山大学）、県衛生研究所、県対策本部】  
※5月末 厚生労働省からのクラスター班も参加し検証予  
定。（事前の感染症教育、発生時の早期認知なども要検討）

**地域外来・検査センター（富山医療圏）の開設について**

県と富山市では、既存の帰国者・接触者外来等の業務負担軽減を図るとともに、PCR検査体制の増強を図るため、地域のかかりつけ医からの紹介により、PCR検査を受けられる「地域外来・検査センター」の設置に向け、郡市医師会等と調整を進めてまいりました。

この度、富山市医師会、滑川市医師会、中新川郡医師会のご協力をいただき、5月18日（月）から、富山医療圏での地域外来・検査センターの運用が次のとおり開始されることとなりました。

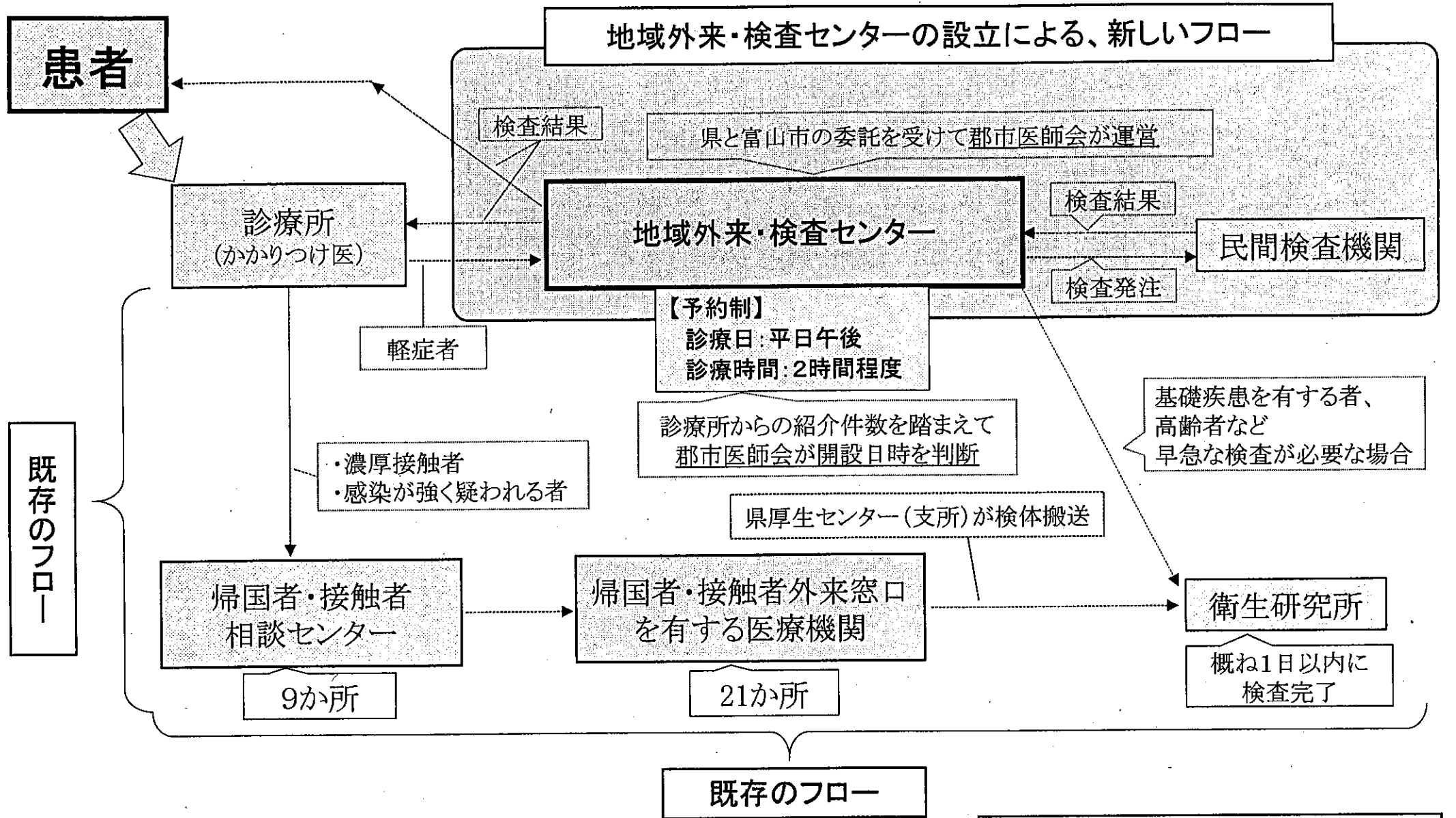
**■センターの概要**

- (1) 名称：富山医療圏PCRセンター
- (2) 運営主体：富山市医師会、滑川市医師会、中新川郡医師会（舟橋村、上市町、立山町）
- (3) 設置場所：非公表（ドライブスルー方式による）  
地域住民の方への風評被害など、現場が混乱しますので、  
設置場所については非公表とします。
- (4) 検体採取日：予約制（週に数回程度：平日午後2時間程度）  
検査できるのは、かかりつけ医から紹介された方に限られます。
- (5) 検査数：1日あたり10～20件程度（予定）

**【報道機関各位へお願い】**

※業務の妨げとなる恐れがあるため、富山市医師会、滑川市医師会、中新川郡医師会への取材はお控えください。





**新型コロナウイルスPCR検査実施人数 (1/15~5/12)**

都道府県	件数	人口千人当たり件数	人口当たり順位
富山	2,858	2.68	5
全国	187,408	1.47	-

令和2年5月14日

富山県知事  
石井 隆一 殿

富山大学附属病院  
病院長 林 篤志

## 第2種感染症指定病院に関する要望書

世界中に広く蔓延している新型コロナウイルス感染症が、富山県においても3月末から患者が発生し、その後急激に増加し、人口あたりでは全国3位の患者数になりました。このような状況で、富山医療圏では、感染症指定病院が2つしかなく、今回、その1つの病院にクラスターが発生したため、医療崩壊目前の状況に陥りました。富山大学附属病院は、富山県内唯一の特定機能病院であり、612床ある地域の中核病院であります。当院は感染症指定病院ではありませんが、病院としても富山大学全体としても富山県民の危機的状況に際し、最大限の努力と協力をするときであるとの決意で県や市と協力し、PCR検査を分担し、感染症科および総合診療部の医師たちがリーダーシップを発揮して、皆さまと力を合わせて今日まで危機に立ち向かってきました。

今回のような未知の感染症が、将来にまた起こりうることから、今後の富山医療圏また富山県の感染症対策の一つの大きな柱として、富山大学附属病院を第2種感染症指定病院に指定していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

現在、当院は感染症に対応できる病床を1床有しており、今後、県にもご協力いただきながらさらに2床増やしたいと考えています。当院が第2種感染症指定病院になることで今回のような未知の感染症にもしっかりと対応できるようになるとともに、医学部との緊密な連携のもと感染症専門医の育成も同時に行っていき、長崎大学のように、富山県内はもちろん全国に感染症専門医を配置していけるようにしたいと考えています。

まだ新型コロナウイルス感染症との闘いは続きます。今後とも県や市、そして県内医療機関と最大限に協力しながら、目の前の感染症を克服すべく、当院は全力で闘いますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 富山県内の感染症病床を有する医療機関

### (1) 第一種感染症指定医療機関

- ・肺ペストやエボラ出血熱等の一類感染症等に対応するため、接触感染、飛沫感染に加え空気感染対策の設備を整えた施設
- ・国の基本指針では、原則として都道府県に1か所（病床数は原則として2病床）

医療機関名	県立中央病院
指定病床数	2

### (2) 第二種感染症指定医療機関

- ・MERS（マーズ）やSARS（サーズ）等の二類感染症に対応するため、接触感染、飛沫感染対策の設備を整えた施設
- ・国の基本指針では、各医療圏に原則として1か所、各医療圏の人口を勘案して必要な病床数を確保

医療圏	新川医療圏	富山医療圏	高岡医療圏	砺波医療圏	合計
医療機関名	黒部市民病院	富山市民病院	高岡市民病院	市立砺波総合病院	
指定病床数	4	6	6	4	20

令和2年5月19日  
新型コロナウイルス  
感染症対策本部

## 新型コロナウイルス感染症『第2波』に備えた対策の検討

### 1. 想定される事態

医療機関や社会福祉施設などにおいて、大規模な集団感染（クラスター）が発生する事態を想定し、対応できる体制を平時から用意しておく必要がある。

### 2. 考えられる対策

#### (1) 感染症対策専門家の派遣体制の整備

- ・施設等でクラスターが疑われる事案が発生した際に、医療機関から感染症に精通した医師等を直ちに派遣できる体制をあらかじめ準備する。
- ・派遣された医師等は、クラスターの規模の確認、現場の安全確保、施設責任者への助言（必要に応じて、感染者を診察し医療的な観点から助言）を実施する。

#### (2) 医療支援チームによる応援体制の整備

- ・クラスターが発生した施設の入所者（感染者・非感染者）に対する医療を緊急に確保する必要がある際に、医師、看護師等によるチームを医療機関から派遣できる体制をあらかじめ準備する。
- ・派遣されたチームは、入所者に対する医療提供や搬送判断等を、一定期間継続して実施する（延長が必要なら次のチームに引継ぎ）。

#### (3) 介護福祉士・看護師確保のための応援体制の整備

- ・クラスターが発生した施設において、必要な介護・看護職員が不足するときは、まずは当該施設の系列事業所等から人員を確保する。
- ・それでもなお人員確保が困難なときは、当該施設の運営法人から、加盟している協会団体や職能団体等に応援要請を行う。必要に応じて、県（対策本部及び担当課等）が市町村と連携し、併せて要請を行う。

#### (4) 各施設等における平時の準備体制の強化

- ・施設における感染の予防、感染発生時の対処等に係る研修や訓練の強化
- ・必要な个人防护具の備蓄促進
- ・クラスター発生等により個別の施設で个人防护具が大量に必要となった場合に直ちに供給可能な、県における備蓄及び放出の体制整備